

各市町長からのご意見等とその対応の方向性について

(1) 施設の安全性について①

【いただいたご意見】

- 環境省により、指定廃棄物最終処分場の科学的根拠に基づく条件、安全性、選定経過等について、市町村単位で説明会を開催すべき。
- 指定廃棄物処分場については、大多数の人は「放射能に汚染された廃棄物の保管施設ができる。」という認識。国はあらゆる広報媒体を通じて、指定廃棄物処分場の安全性をPRし、このまま放置するより当該施設に保管したほうが、はるかに安全であるという理解を得てから、候補地の選定を進めるべき。

【対応について】

- 施設の設置に際しては、国の責任の下で候補地となる地元への説明会を開催し、処分場の安全性や必要性等をしっかり説明して施設の設置についてご理解をいただきたいと考えます。
- また、環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を提供していますが、ご要望を踏まえ、放射線対策の分かり易い資料・リーフレットの作成や、指定廃棄物最終処分場に関する関係者に対してのきめ細かな情報をさらに提供していく所存であり、8月下旬には環境省と栃木県の連名で「指定廃棄物に関するお知らせ」(新聞折り込み)を出す予定です。

(1) 施設の安全性について②

【いただいたご意見】

- 今回の見直しで前回の地形勾配が10%ないし15%以下としていたものを30%までに数字を引き上げたが、30%となるとほとんどの土地が対象となり、かなり傾斜が厳しい所も候補地となる。傾斜がきつければそれだけ崖崩落等の災害リスクが大きくなる。また、通常傾斜地には農業用水や飲料水となる水源地があり、その裾野には集落が広がり多くの生活が営まれている。台風や地震などにより保管施設が被災した場合は甚大な被害が発生することが容易に考えられる。このような不測の事態を防止するためにも、土地の傾斜については従前どおり10%から15%以下とすべき。

【対応について】

- 候補地の選定にあたっては、安全等が確保できる地域を抽出するため、自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すため避けるべき地域を除外します。斜面崩壊については、がけ崩れの発生する危険性があるエリアを除外することとしています。
- 今回の見直しでは、急傾斜地崩壊危険箇所調査での「傾斜度30度以上」という基準に準じて、まずは、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを除外します。
- そのうえで、一般的に工事用道路の縦断勾配として考慮されている15%以下に準じて、安全に施設の建設工事を実施することができる敷地全体の平均的な傾斜が15%(=約9度)以下を目安として最終処分場の候補地として選定することを考えています。

【参考資料1参照】

[資料2 P5関連]

(2)選定手順・評価項目・評価基準について①

【いただいたご意見】

- 最終処分場の候補地を選定するにあたり、地元の理解を得ることは当然であるが、貴重な自然環境や生活空間との近接状況は元より、特に、水源に対する影響については、特段の配慮が必要。

【対応について】

- 水源について、最終処分場の設置による影響が及ばないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しております。
- そのため、今回計画している埋立地は、放射性汚染物質対処特措法の処理基準に基づいて処分するものであり、埋立地は水を排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることとしています。
- また、加えて、安心の観点から、水源との近接状況を考慮して候補地選定の評価を行うこととし、候補地と水道用水や農業用水の取水口からの距離で評価を行うこととしています。

[資料2 P16関連]

(2)選定手順・評価項目・評価基準について②

【いただいたご意見】

- 当町は、県からの要請で指定廃棄物を一時保管しているが、当該指定廃棄物は、広域処理で発生した物であるため、各市町に割戻すのも一つの方法。
- 指定廃棄物の発生状況の評価は、選定にあたって大きな影響を及ぼし、候補地を狭めることになる。指定廃棄物を抱える自治体や住民も被害者であることを考えれば、原因者責任で処理・処分すべきとの入口論に戻ることになる。指定廃棄物の発生状況の評価項目とすることについては、自治体の意見を再度確認し、検討すべき。

【対応について】

- 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定については、有識者会議での検討や各県での市町村長会議等でいただいたご意見も踏まえ、共通事項として、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況の評価項目としています。
- 指定廃棄物の保管状況については、「指定廃棄物を保管していない土地に最終処分場を設置することは地元の理解が到底得られない」等のご意見があったことや、指定廃棄物の保管量が多い市町村の方が、できるだけ速やかに処理する必要があることから、条件として考慮することとしています。
- 指定廃棄物の保管状況の評価については、有識者会議でのご意見も踏まえ、複数の市町村が関係する広域的な公共事業(上下水道、ごみ処理)から生じた指定廃棄物については、当該指定廃棄物を保管している市町村だけをみるのではなく、関係している市町村に応分に割り戻すこととしています。
- なお、4つの評価項目につきましては、すべての項目が重要と考えておりますが、各項目間に重み付けを行うかどうか、重み付けを行う場合にはどのようにするのかについて、市町村長会議でご議論いただきたいと考えており、重み付けをゼロにすることも可能です。

(3) 風評被害対策について

【いただいたご意見】

- 風評被害の未然防止策でなく、今現実にある風評被害の対策を示すことが必要。国は今現実には起きている風評被害の対策を示し、解決していかなければ、候補地選定は進まない。

【対応について】

- まずは、風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成、環境省のホームページの充実等を展開してまいります。
- 現在、既に生じている風評被害については、復興庁において原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージを取りまとめており、被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保する対策を行っています。

(4) 地域振興策について

【いただいたご意見】

- 候補地自治体の発展のため、候補地の提示と併せて、地域振興策を示すべき。

【対応について】

- 関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応してまいります。
- 地域振興に関する具体的な検討は、候補地が決まった段階で、地元の御意向を伺い、それを反映できるよう努力してまいります。
- 並行して、平成26年度概算要求に向けて、どのような形で対応策を具体化していくかについて、検討を行ってまいります。

(5) その他①

【いただいたご意見】

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理についても、国が主体性を持って取り組むことができるような立法措置をとるなどして、処理を促進することが必要。
- 8,000Bq/kg以下の焼却灰の引き受けが可能な事業者を国の責任において斡旋・指導すべき

【対応について】

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法により安全な処理が可能です。
処理が滞っている農林業系廃棄物については、市町村による処理を支援するため、処理加速化事業(予算額:104億円)を創設しました。本事業等を通じて得られた処理の安全性に係る知見を周知しつつ、市町村や地域住民の方々の理解を得ながら農林業系廃棄物の処理を加速していきます。
- また、多くの焼却施設では、焼却灰中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等物理的な状況が変化したことや、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等によるご尽力により、適正な処分が進んでいます。
- 一方で、8,000Bq/kg以下の焼却灰の保管が継続している自治体があることは承知しており、これまでも環境省では8,000Bq/kg以下の廃棄物について独自に濃度基準を設定して搬入を制限することは適切でなく、受け入れを促進するよう、県等を通じて指導・要請してきたところですが、平成25年7月12日には都道府県及び政令市廃棄物行政主管部局宛通知(参考資料2)を発出し、同趣旨について改めてお願いしたところです。
- 今後ともホームページ等による処理の安全性の周知に加え、関係自治体と連携しつつ、これらの廃棄物を受け入れることのできる処理施設への働きかけを行っていきます。

(5) その他②

【いただいたご意見】

- 指定廃棄物の保管方法について、風水害にも耐えられる比較的長期の保管に適した、より安全性を高めた一時保管方法への見直しが必要。
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要。安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援について早急な説明が必要。

【対応について】

- 指定廃棄物の保管に当たっては、平成23年12月に環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に沿って、指定廃棄物を保管する者が、容器内の指定廃棄物が飛散及び流出することがないように、必要な措置をとることが必要であると考えております。
- 環境省では、特措法の保管基準に従って当該廃棄物を飛散及び流出させることなく適切に保管できるよう、周知徹底を行っています。さらに、必要に応じて地方環境事務所等による現場確認を行っています。
- 指定廃棄物の飛散・流出の防止に係る費用のうち一定の要件を満たすものは、環境省で実施している指定廃棄物の適正な保管のための支援の対象となり得るものです。保管状態等に問題が生じるおそれがある場合は、個別にご相談ください。

候補地選定における勾配・傾斜の考え方について

「安全等が確保できる地域の抽出」 勾配30度以上の傾斜地の除外

急傾斜地崩壊危険箇所の基準となっており、
がけ崩れの危険性がある勾配30度以上の傾
斜地を除外する



出典:国土交通省
中部地方整備局HP

「必要面積を確保した土地の抽出」 傾斜15%以下の土地の抽出

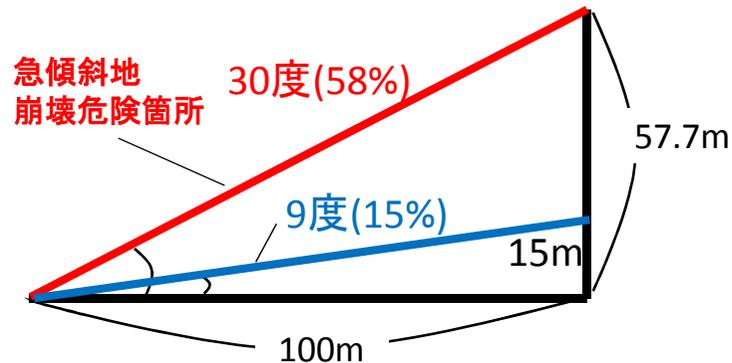
一般的に工事用道路の縦断勾配として考慮されてい
る15%以下に準じて、安全に施設の建設工事を実施
することができる敷地全体の平均的な傾斜が15%
(=約9度)以下を目安として土地を抽出する



※工事用道路
の例

(参考)

勾配 度: 水平からの角度
傾斜 %: 鉛直高さ / 水平距離 × 100



環廃対発第 1307121 号
環廃産発第 1307122 号
平成 25 年 7 月 12 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第 1 条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）により汚染された廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく関係政省令及び関係告示により、安全に処理するための基準等が整備されている。

また、その処理に当たっての留意事項については、「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 24 年 1 月 20 日付け環廃対発第 120120001 号及び環廃産発第 120120001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知。以下「前回通知」という。）により通知されたところである。

今般、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について下記のとおり通知するので、放射性物質汚染対処特措法の適切な運用と事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理が図られるようお願いするとともに、貴管内市町村等に対する周知徹底をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技

術的な助言であることを申し添える。

記

1. 本通知の位置づけ

本通知は、前回通知を踏まえた上で、放射能濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。以下同じ。）が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等を踏まえて適切な対処をされるよう、改めてお願いすることを趣旨とするものである。

2 8,000Bq/kg 以下の焼却灰の一時保管の状況について

環境省では、「事故由来放射性物質により汚染された一般廃棄物焼却灰等の保管状況の調査について（依頼）」（平成 24 年 11 月 30 日付け環廃対発第 121130300 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づき、1 都 9 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県）を対象に、事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物焼却灰等の保管状況の調査を実施している。この調査結果によれば、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の焼却灰が一時保管されているのは 1 都 9 県の焼却施設の約 1/8 である。多くの焼却施設においては、前回通知を発出した時と比較して、廃棄物中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等物理的状況が変化したことや、8,000Bq/kg 以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等のご尽力により、適正な処分が進んでいる。

一方で、一部の焼却施設においては、焼却灰の処分について周辺地域の理解が得られないこと、廃棄物処理業者や自治体が独自に設定した一定濃度以上の廃棄物の搬入を拒否すること、自治体が廃棄物処理業者に対して一定濃度以上の廃棄物を取り扱わないよう指導すること等により、焼却灰の保管が長期間継続している状況にある。また、これらの施設では、新たに生じた焼却灰を保管することによりその保管量は増加する傾向にある。

3 最終処分場のモニタリングについて

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供され、又は供された最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 33 条又は第 35 条に基づき、放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の 3 月間の平均濃度について、次の式により算出した値が 1 を超えないようにすることとされている。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

この濃度限度は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を含む水を摂取し続けたとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値（1mSv/年）以下となる濃度として設定されたものである。

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供され、又は供された最終処分場以外の最終処分場においても、自主的に放流水の放射能濃度のモニタリングを行っている場合には、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分に係る放流水の安全性について、上述の濃度限度の考え方に準じて評価することは可能である。環境省で把握している放射性物質汚染対処特措法施行後の一般廃棄物最終処分場のモニタリング結果等によれば、上述の濃度限度を超過した事例は報告されていない。また、放流水は約9割、周縁地下水はほぼ全ての検体が検出下限値未満である。

4 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理について

2. で述べたように、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等を踏まえて適切に処分されているところが多くある一方、一部の焼却施設では、保管が長期間継続している状況にある。当該廃棄物を長期間保管する場合、最終処分先が確保できない廃棄物の保管が排出者の大きな負担になるだけでなく、これらの処分が滞ることにより、市町村等の一般廃棄物処理、上下水・工業用水道事業や農業生産活動への影響も懸念される。

これについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における廃棄物の処理責任に基づき、速やかに処分を進めることが適切である。処分を進めるに当たって、科学的根拠に基づいた放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の最終処分に係る安全性について周辺住民、廃棄物処理業者等の理解を得る際に、最終処分場における放流水等の放射能濃度等のモニタリング結果も活用することができる。

放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、独自に設定した一定濃度以上の廃棄物又は特定一般廃棄物若しくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導するようなことは、科学的にも法的にも根拠のないものである。このような適切な処分を否定するような対応は、処理の安全性に疑問を呈する風評の原因となるものであり、結果的に8,000Bq/kg以下の廃棄物全体の処理を遅らせるものであることから、このような制限や指導を行わないよう徹底されたい。特に、8,000Bq/kg以下の廃棄物の委託処理が行われる場合においては、適切な対処がなされるよう重ねてお願いする。

指定廃棄物処理促進市町村長会議におけるご意見

1. 会議の開催状況

第 4 回指定廃棄物処分等有識者会議（平成 25 年 5 月 21 日）の開催以降、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県の 5 県において指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下、「市町村長会議」という。）を以下のとおり開催した。

(1) 宮城県(第 3 回)

日時：5 月 29 日(水) 10:00～12:00

出席者

宮城県：村井知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（12 名は、代理出席）

(2) 栃木県(第 2 回)

日時：5 月 27 日(月) 14:00～15:15

出席者

栃木県：福田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：26 市町村長のうち 26 名が出席

(3) 千葉県(第 2 回)

日時：6 月 3 日(月) 14:00～15:40

出席者

千葉県：森田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：54 市町村長のうち 54 名が出席（25 名は、代理出席）

(4) 茨城県(第 2 回)

日時：6 月 27 日(木) 14:00～16:00

出席者

茨城県：橋本知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：44 市町村長のうち 44 名が出席（21 名は、代理出席）

(5) 群馬県(第 2 回)

日時：7 月 1 日(月) 14:00～15:40

出席者

群馬県：大澤知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（10 名は、代理出席）

2. 指定廃棄物処理促進市町村長会議での主な意見の概要 (各県毎の会議結果概要は、別紙1参照)

(1) 基本的事項

- 国が責任をもって福島県の土地を買い上げ、そこに集約して処分するのがよい。(宮城県、栃木県)
- 基本方針について、国と福島県の住民の間でどのような話し合いがあったかについて、順序立ててわかりやすく経緯の説明をしてほしい。(栃木県)
- 当県は、県内に1ヵ所最終処分場を設置する方向で進めたい。(宮城県)
- 1箇所での集約処分となると候補地に選定された市町村の負担が大きすぎるので、県内に最終処分場を複数箇所造って分散処分する方がよいのではないか。(千葉県)
- 今の保管状況で地元周辺に影響があるという話はあまり伝わってこない。それほど大きな問題になっていないのであれば、処分場を設置しなくても現状の保管をさらに強化することで対応できないか。(茨城県)

(2) 施設の安全性について

- 廃棄物に含まれている放射性物質はどれくらいの年月で減衰するのか。また、構造物の耐用年数はどの程度か。ベントナイトは実際には軟弱なものであり、すぐに破れてしまうのではないか。仮に放射性物質が漏れた場合はどうなるのか。(千葉県)
- 市町村長だけの会議ではなく、国民全体に対してこのような施設が安全上問題が無いということを説明していただきたい。(茨城県、群馬県)

(3) 選定手順・評価項目・評価基準について

- 国有地を基本としているが、本当に安全な施設であれば国有地以外も候補地になるのではないか。(群馬県)
- 原発事故の影響で農業や畜産も被害を受けている地域、風評被害を受けている地域、放射線量が高い地域等、すでに被害を受けている地域についてはさらなる被害を防止する観点から対象より除外すべき。(栃木県、群馬県)
- 観光に関する評価指標について入込客の50万人と言う数字には無理がある。観光客が1ヵ所に集まるわけでもないのに、数百メートルで地域を区切るのは困難。数字にはあまりこだわらないようにしてほしい。(宮城県)
- 原子力関連事業者の土地なども候補地として検討してほしい。既存の施設なら保管の技術レベルも高く、モニタリングなどの体制が整備されているのではないか。(茨城県)
- 安心等に関する評価項目としては水源に関する項目を最も重視してほしい。(千葉県、宮城県)
- 安心の評価で、加点の前に各評価項目に重み付けするのは問題があるのではないか。(宮城県)
- 水源の条例は各市町村でも苦労して作ったと思うので、考慮するよう検討していただきたい。(宮城県)

- 安心等に関する評価項目として、保管量を点数化すべきでない。(宮城県)
- 選定過程や提示方法について非公開での審議にすると、候補地となった市町村の理解が得られないのではないか。(宮城県)
- 選定過程や評価過程において、名前のあがる地域の気持ちをよく考えて国において検討いただきたい。(千葉県)

(4) 地域振興策、風評被害対策等について

- 最終処分場を引き受けるにあたって条件、支援策等がないと地元の理解が得られないのではないか。(茨城県)

(5) 今後の会議の進め方等

- 有識者会議の議事録など含め、会議資料を事前に配付してほしい(宮城県)
- 市町村会議での資料の確認において、市町村長から特段の意見が出なかった場合に了承したと整理するのは少し強引ではないか。(千葉県)

(6) その他の意見

- 8,000Bq/kg以下でも処理に理解が得られない中で、いくら安全といわれても、候補地となった場合には受入を認められない。(栃木県)
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要であり、安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援対策について説明が必要。(栃木県、茨城県)
- 指定廃棄物の発生量、発生源などに「発生」という用語を使用していることについては、各地域で指定廃棄物を発生させたのではなく、汚染されたものがたまたま集約されているだけであり、表現を工夫してほしい。(千葉県)
- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、民間処分場が4,000Bq/kg等の自主基準値を設定して廃棄物の搬入制限をして困っており、対応を考えてほしい。(千葉県、茨城県)
- 最終的に候補地を決める際に、市町村の同意は必要である。(茨城県)
- 選定のプロセスは丁寧だと思うが、いざ自分の自治体が指定された場合を想定すると正直なところ受入は難しいのではないか。市町村の同意が無くても、国が責任を持って候補地を選定し、進めるべき。(茨城県)
- 有識者会議について、農業、地方行政の専門家や被災者の住民の代表に委員に加えるべきではないか。(群馬県)

3. 市町村長会議開催後に提出された市町村長の主な意見の概要について

市町村長会議開催後に、宮城県、栃木県、千葉県及び茨城県が県内の市町村長からの意見を集め、環境省に提出されたものの要約を、別紙2から別紙5までに示す。今後、市町村長から更なる追加的な意見が提出された場合には、それについては、次回以降の会議でお示しする。

別紙1～5は省略

市町村長会議における主な意見とその対応の方向性について

栃木県

意見の概要	対応の方向性(案)
<p>【基本的事項】 1 原発政策を推進してきた国や、排出者である東電の責任のもとで進めてもらいたい。</p>	<p>国が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物の処理は、国が責任を持って行います。 なお、関係原子力事業者(東京電力)は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国等が実施する施策に協力しなければならないとされています。また、国が実施する指定廃棄物の処理に要した費用については、関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとして、求償することとなっています。</p>
<p>2 国が責任を持つという覚悟が見受けられないため、入口論に終始してしまっている。もっと国がリーダーシップを発揮してくれなければ前に進めない。</p>	
<p>3 現在の基本方針が、どのような経緯で閣議決定されたのか説明すべき。その上で最終処分場候補地選定に係る現状を鑑み、基本方針を検証し、原因者責任の原則での処分など、地域の意見を十分に配慮し、基本方針の見直しの議論を進めるべき。</p>	
<p>4 指定廃棄物が発生した都道府県の県内1か所で処分するとした経緯と理由を、市町村長にはっきりと説明することが必要。</p>	<p>栃木県の指定廃棄物については、保管がひっ迫して早急な処理が必要です。早急に処理の見通しを確保するためには、栃木県内において最終処分場を1箇所に集約して整備することが適当と考えています。 特に、福島県に搬入して指定廃棄物を処理すべきとの意見に対しては、福島県では、地域によって帰還に関する住民の意向について差異はあるものの、現在避難されている多くの方が帰還を望んでいる中、福島県や地元市町村にこれ以上の負担をさらに強いることは到底理解が得られません。</p>
<p>5 候補地選定の手順説明は、県内全市町の首長が県内に指定廃棄物最終処分場を設置することの同意を得た後にすべき。</p>	<p>市町村長会議における一部市町村長の意見を踏まえ、改めて福島県の意向を確認しましたが、各県で排出された指定廃棄物について、国において特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべきとの考えであり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について福島県が拒否しています。</p>
<p>6 指定廃棄物が発生した都道府県の県内1か所で処分するとした経緯と理由を、市町村長にはっきりと説明することが必要。</p>	<p>また、今後、さらに福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障を及ぼすことに加え、福島県の復興にも大きな影響を与えることとなります。</p>
<p>7 指定廃棄物は、原因者責任の原則で処理すべきであるが、県民の安全と安心を一刻も早く確保するためには、県内の最終処分場設置も選択肢の一つと考える。 但し、「基本方針」の決定に至る経過は国の説明不足であり、今後、国が丁寧に順序立てた説明をしていかない限り、理解を得られることはできない。</p>	<p>このため、特措法に基づく基本方針は見直しをせず、栃木県内において指定廃棄物の処理を進めていきますので、皆様にご理解とご協力をお願いいたします。 なお、基本方針において指定廃棄物を各都道府県内において処理することとした経緯等の詳細については、別添【資料1】に示すとおりです。</p>
<p>8 福島での避難生活者について、「帰還しようと努力している地域」と「今後も帰還が困難であろう地域」は分けて考え、後者に対しては、国が土地を買い上げて生活再建の道しるべを示すとともに、その土地で指定廃棄物の処分を推進する選択肢を提案できるよう、避難者の話を聞くことが必要。 なお、知事から提案のあった福島自治体との交渉は国の責任で進めていくべき。</p>	

意見の概要	対応の方向性(案)
<p>9 【今後の進め方】 候補地選定の手順説明は、県内全市町の首長が県内に指定廃棄物最終処分場を設置することの同意を得た後にすべき。</p>	<p>環境省としては、県内で集約して最終処分場等を設置することが、安全な管理の実施や用地確保の観点から適当であると考えますが、処分場の設置には、地元のご理解とご協力が、必要であることから、皆様のご意見をしっかりと受け止め、新たな選定プロセスの中で手順を踏んで着実に前進できるよう取り組みます。</p>
<p>10 【その他】 今後、除染が進めば、8,000Bq/kg超の土壌・廃棄物が相当量発生すると思われるため、指定廃棄物最終処分場計画値の見直しが必要。</p>	<p>栃木県で設置を予定している最終処分場の容量の計画値については、県内の一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、その他の8,000Bq/kg超えの廃棄物及び仮設焼却炉の解体材を見込んで算出しています。その他の8,000Bq/kg超えの廃棄物としては、一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物焼却灰、下水汚泥、浄水発生土の合計値の10%を見込んでおり、処分場の容量の余裕として計画に含まれています。</p>
<p>11 指定廃棄物の最終処分は、国民全体で議論しての合意形成には相当の時間が必要。一方、指定廃棄物の保管状況も早急に改善する必要があるため、放射能を帯びた廃棄物は、国が暫定保管施設を設置し、暫定的に地上で保管し、その上で、国は新たな減容化技術の研究を加速させ、国等による減容化の上、放射性物質のみを最終処分する手法を選択肢とすべき。</p>	<p>各地での一時保管は緊急的な措置であり、長期的には、放射線や放射性物質の外部漏出や自然災害などの懸念もあり、より安全性を確保するためには、最終処分場の早期の整備が必要です。 また、農林業系副産物等の可燃性廃棄物の減容化については、これまでの処理実績を勘案すると、焼却処理が適当であると考えており、最終処分場内に仮設焼却炉を設置することを提案しているところです。</p>